

令和4年第1回松江市議会臨時会議案
(令和4年2月8日提出)

議 案 目 次

議 第 1 号	島根原子力発電所 2 号機の再稼働について、市民の意向を問い、市民の意思を的確に反映させる松江市住民投票条例の制定について	……1
---------	---	-----

議第 1 号

島根原子力発電所 2 号機の再稼働について、市民の意向を問い、市民の意思を的確に反映させる松江市住民投票条例の制定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項の規定により、島根原子力発電所 2 号機の再稼働について、市民の意向を問い、市民の意思を的確に反映させる松江市住民投票条例の制定の請求を受理したので、同条第 3 項の規定により、別紙のとおり意見を付けて議会に付議する。

令和 4 年 2 月 8 日 提出

松江市長 上 定 昭 仁

島根原子力発電所 2 号機の再稼働について、市民の意向を問い、市民の意思を的確に反映させる松江市住民投票条例

(目的)

第 1 条 この条例は、島根原子力発電所 2 号機の再稼働についての松江市の同意権の行使に際し、住民自治の観点から、市民の意思を的確に反映させることを目的とする。

(住民投票)

第 2 条 前条の目的を達成するため、島根原子力発電所 2 号機の再稼働について、市民による投票(以下「住民投票」という。)を行う。

(住民投票事務の執行)

第 3 条 住民投票に関する事務は、市長が執行するものとする。

2 市長は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条の 2 の規定に基づき、協議により、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を松江市選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」という。)に委任することができる。

(住民投票の期日)

第 4 条 住民投票の期日(以下「投票期日」という。)は、松江市が再稼働の同意・不同意を判断するまでの期間において、市長が定める。

2 市長は、前項の規定により投票期日を定めたときは、選挙管理委員会に対して、速やかに通知するものとする。

(住民投票の告示)

第 5 条 選挙管理委員会は、前条の規定による通知を受けたときは、投票期日の 2 か月前までにこれを告示するものとする。

(投票資格者)

第 6 条 住民投票における投票の資格を有する者(以下「投票資格者」という。)は、投票期日において松江市内に住所を有し、前条に規定する告示の日(以下「告示日」という。)において、松江市の選挙人名簿に登録されている者及び告示日の前において選挙人名簿に登録される資格を有する者とする。

(投票資格者名簿)

第 7 条 住民投票が行われる場合、選挙管理委員会は、前条の規定に関し、投票資格者名簿を作成しなければならない。

(一人一票)

第 8 条 住民投票は、一人一票とする。

(秘密投票)

第9条 住民投票は、秘密投票とする。

(投票期日・自書投票の原則)

第10条 投票資格者は、自ら、投票期日に、規則で定める住民投票を行う場所(以下「投票所」という。)に行き、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経て、投票するものとする。

(期日前投票・不在者投票)

第11条 前条の規定にかかわらず、投票期日に自ら投票所に行くことができない投票資格者は、第5条に定める住民投票の告示後、期日前投票又は不在者投票を行うことができる。

2 期日前投票及び不在者投票に関し必要な事項は、公職選挙法の定めに準じて、規則で定める。

(投票の方式)

第12条 投票人は、島根原子力発電所2号機の再稼働に賛成するときは投票用紙の賛成欄に、反対するときは投票用紙の反対欄に、保留するときは投票用紙の保留欄に、自ら、それぞれの欄に、○の記号を記載して、投票箱に入れるものとする。

(代理投票・点字投票)

第13条 心身の故障その他の事由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票人は、代理投票又は点字投票をすることができる。

2 代理投票・点字投票の方法は、公職選挙法の定めに準じて、規則で定める。

(投票の効力の決定)

第14条 投票の効力の決定に当たっては、第15条の規定の趣旨に著しく反しない限りにおいて、その投票をした者の意思が客観的に明らかであれば、その投票を有効とする。

(無効投票)

第15条 次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) ○の記号以外の事項を記載したもの
- (3) ○の記号のほか、他事を記載したもの
- (4) ○の記号を投票用紙の賛成欄及び反対欄並びに保留欄に重複して記載したもの
- (5) ○の記号を投票用紙のいずれの選択肢の欄に記載したのか判別し難いもの
- (6) 何も記載していないもの

(情報の提供等)

第16条 選挙管理委員会は、住民投票を実施する際、住民投票の方法及び手続に関する事項を市民に分かりやすく周知しなければならない。

(住民投票広報協議会)

第 17 条 市長は、第 4 条 2 項により投票期日を定めたときは、直ちに、市に、住民投票広報協議会を設置する。

2 住民投票広報協議会の員数は、15 名とする。委員は、市議会議員から 5 名、松江市職員から 3 名、有識者から 2 名、住民代表から 5 名をもって構成する。選出の方法及び事務局に関する事項は、規則をもって定める。

(住民投票広報協議会の事務)

第 18 条 住民投票広報協議会は、島根原子力発電所 2 号機の再稼働の是非に関する情報を広く市民に提供することを目的とし、住民投票公報の原稿の作成その他住民投票の広報に関し必要な事務を行うとともに、公開討論会、シンポジウムその他住民投票にかかる情報の提供に関する行事及び施策を実施するものとする。

2 住民投票公報の原稿を作成する場合その他住民投票にかかる情報の提供に関する行事及び施策を実施する場合には、賛成意見及び反対意見並びに保留意見を公平かつ平等に扱わなければならない。

3 住民投票公報は、投票資格者名簿に登録された者の属する各世帯に対して、投票期日の 3 週間前までに、配布しなければならない。

(住民投票広報協議会の議事運営)

第 19 条 住民投票広報協議会の議事、運営その他の事項は、規則で定める。

(住民投票運動)

第 20 条 何人も住民投票運動（島根原子力発電所 2 号機の稼働に対し賛成及び反対並びに保留の投票をし、又はしないよう勧誘する行為）その他意見の表明は、自由に行うことができる。ただし、買収、脅迫を行う等、市民の自由な意思を拘束し、又は不当に干渉するものであってはならない。

2 市長は、公務員が行う住民投票運動及び投票案件に係る意見の表明並びにこれらに必要な行為が不当に制限されることとならないよう、配慮しなければならない。

(投票及び開票)

第 21 条 前条までに定めるもののほか、投票時間、投票場所、投票立会人、開票時間、開票場所、開票立会人その他住民投票の投票及び開票に関し必要な事項は、公職選挙法、公職選挙法施行令及び公職選挙法施行規則の定めに準じて、規則で定める。

(投票結果の告示)

第 22 条 選挙管理委員会は、開票を行い、開票結果が確定したときは、これを直ちに告示するとともに、当該告示の内容を市長及び市議会議長に報告しなければならない。

(投票結果の尊重)

第 23 条 有効投票総数の過半数となった意見が、投票資格者総数の 4 分の 1 以上に達した場合は、市長及び市議会は、投票の結果を尊重するとともに、国及び関係機関と真摯に協議し、島根原子力発電所 2 号機の再稼働に関して、市民の意思が的確に反映されるよう努めなければならない。

(規則への委任)

第 24 条 この条例に定めるもののほか、住民投票の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

2 前項の規則は、この条例の施行の日から、30 日以内に制定しなければならない。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。

(失効)

第 2 条 この条例は、投票期日の翌日から起算して 60 日を経過した日に、その効力を失う。

意見書

地方自治法第74条第1項の規定に基づき、「島根原子力発電所2号機の再稼働について、市民の意向を問い、市民の意思を的確に反映させる松江市住民投票条例」の制定について請求があったことから、同条第3項の規定により、住民投票条例の制定に反対の立場から意見を付させていただきます。

島根原子力発電所2号機につきましては、昨年9月に、原子力規制委員会が、東京電力福島第一原子力発電所の事故とその教訓などを踏まえて見直された新規制基準に適合すると認め、現在、政府から本市に対して、再稼働を進めることへの理解が求められています。

これを受けて、松江市議会、松江市原子力発電所環境安全対策協議会、島根県との共催による住民説明会において、関係省庁から直接説明を聞く機会を設け質疑を重ねてまいりました。同時に、住民説明会においては、インターネットのライブ配信、YouTubeチャンネルでの録画配信、ケーブルテレビでの録画放送など、可能な限り多様な手段を用意して、市民の皆様の説明をお聞きいただける機会の確保とその周知に努めたほか、本市ホームページでの意見募集も行い、市民の皆様から幅広くご意見をお寄せいただいたところです。

島根原子力発電所2号機の再稼働の判断に際して、最も重視すべきが、市民の皆様の安心と安全の確保であることは論をまちません。

一方で、産業立地による地域経済の維持、地元企業の生産活動の活性化、雇用の保持・創出、その基盤となる電力の安定供給、エネルギーコストの低減など、私たちの生活に直接的な影響を及ぼす事柄についても、中長期的な目線を持って真摯に向き合う必要があります。

それらに加え、海外資源への依存などわが国の脆弱なエネルギー需給構造の克服や、温室効果ガスの削減を始めとする気候変動問題の解決など、持続可能な地球環境を守るための、俯瞰的な着眼も重ねていかなければなりません。

こうした複雑に入り組んだ深遠な課題について結論を導くに当たっては、多面的・複合的な観点から議論を行い、注意深く判断する必要があると認識しているところ、今回、条例制定請求のあった住民投票に関しては、民主主義の有効な手段の一つと考えると同時に、このような難題に対して、本来市長や市議会が担うべき意思決定の役割を、市民の皆様には押し付けることになりかねないという危惧も感じています。

また、島根原子力発電所2号機の再稼働に対して、賛成、反対、保留という単純化された数の結果では、市民の皆様の思いを正確に捉えることができない懸念があります。

賛成、反対、保留の背景にあるご意見や不安などの内実を踏まえたうえで、総合的な判断がなされることが肝要であり、住民投票には慎重であるべきと考えます。

繰り返しになりますが、島根原子力発電所2号機の再稼働につきましては、市民の皆様の安心・安全の確保、日常生活・企業活動・地域経済の維持、エネルギー安全保障、持続可能な地球環境の保持などのきめ細かい視点から、総合的に判断する必要があるものと理解しています。

したがって、市民の皆様からの負託を受けた市長と市議会議員において、市民の皆様からいただいたご意見を踏まえ、責任を持った立場での責任のある議論を経て判断する方法が最も相応しいと考えております。

つきましては、本件住民投票条例の制定に反対の意見を付したうえで、松江市議会に判断を求めることとし、条例案を提出させていただきます。